

長浜市告示第210号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、次により史跡下坂氏館跡の観覧料の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定公金事務取扱者の住所及び名称  
長浜市下坂中町171番地  
下坂氏館跡を守る会 会長 梅本 修
- 2 委託した公金事務に係る歳入の種類  
史跡下坂氏館跡の管理及び公開に関する条例（令和3年長浜市条例第4号）及び史跡下坂氏館跡管理規則（令和3年長浜市規則第31号）に基づく史跡下坂氏館跡の観覧料
- 3 指定をした日  
令和7年4月1日
- 4 委託をした日  
令和7年4月1日
- 5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 6 徴収の方法  
現金による。